

労働保険事務組合 認可申請書記載事項等変更届 添付書類一覧表

組織 変更事項	法人団体	任意団体(法人以外の団体)	提出先	備考
名称	・総会等議事録 ・登記簿謄本	・総会等議事録	管轄する 安定所 (二元労災適用事業のみの事務組合は、管轄監督署)	・類似の名称が存在すると、業務運営上支障をきたすため事前に労働局へ協議すること。 (注)労働保険事務組合の運営について 以下の業務は当該事務組合の代表者及び構成員(兼務者でも可)のみが行い得るものである。 ○事務組合の運営に関する総会等の開催 ○労働保険料の管理及び政府への納付 ○事務組合の運営に関わる会計帳簿等の管理・記載 ○内部監査の実施 ○関係行政機関への書面の提出
所在地	・総会等議事録 ・登記簿謄本	・総会等議事録		変更前の安定所(監督署)へ提出すること。
代表者	・総会等議事録 ・登記簿謄本 ・新代表者の経歴書(HP参照)	・総会等議事録 ・新代表者の誓約書(HP参照) ・新代表の経歴書(HP参照)	労働局	
	※口座振替利用の場合は「口座振替納付書送付依頼書(変更)」(HP参照)も併せて 労働局 へ提出をお願いします。			
役員(理事等)	・総会等議事録 ・登記簿謄本 ・新役員の経歴書(HP参照)	・総会等議事録 ・新役員の誓約書(HP参照) ・新役員の経歴書(HP参照)	管轄する 安定所 (二元労災適用事業のみの事務組合は、管轄監督署)	定款、会則等において役員として定められている範囲の者すべて提出すること。
監事(監査役)	・総会等議事録 ・登記簿謄本 ・新監事の経歴書(HP参照)	・総会等議事録 ・新監事の誓約書(HP参照) ・新監事の経歴書(HP参照)		定款、会則等において監事として定められている範囲の者すべて提出すること。
事務統括責任者	・新責任者の経歴書(HP参照)	・新責任者の経歴書(HP参照)		
事務担当者	・新担当者の経歴書(HP参照)	・新担当者の経歴書(HP参照)		
事務処理規約	・総会等議事録 ・新事務処理規約	・総会等議事録 ・新事務処理規約		関係法令に抵触しないよう事前に労働局へ協議すること。
その他(約款・会規則等)	・総会等議事録 ・新約款・会則等	・総会等議事録 ・新約款・会則等		組織管理体制、団体事業内容等変更の場合に提出すること。

※「総会等議事録」及び「登記簿謄本」は、写しの提出でも可。
※ 変更届提出の際には「総会等議事録」の添付が必要です。(事務総括責任者変更時を除く)
※ 総会等とは、母体団体の議決機関のことで、総会や総代会のことです。役員会や理事会は含まれません。
急を要し、すぐに総会の開催が困難である場合で、役員会の執行機関において承認されて、その内容が遵守されることが認められ、かつ次回の総会等で議決されることが確実であるときは、役員会、理事会の議事録を添付のうえ提出し、後日、母体団体の総会(議決機関)で承認を得た議事録の提出をお願いします。